

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第5号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年岩手県条例第10号）第2条の規定により読み替えてその例によることとされた職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条第3号の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長の職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- (1) 職務に関連がある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (3) 国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受けて臨時に講演、講義等を行う場合
- (4) 職務に関連がある試験等を受ける場合
- (5) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項の規定による審査請求又は再審査請求をし、審査会又は支部審査会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合
- (6) 休日、休日の代休日及び休暇の場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。